

東京都公報

発行
東京都

目次

- 東京都公文書館の休館……………（総務局公文書館）…一
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩…一
- 建築基準法による一定の一団地の土地の区域……………（同）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…一
- 救急医療機関の申出事項の変更……………
- ……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）…三
- 告 示（選）**
- 政治団体の届出……………三
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………七
- 資金管理団体の指定の届出……………九
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………九
- 資金管理団体の取消しの届出……………一〇
- 告 示（交）**
- 東京都地下高速電車記念普通乗車券の発売……………二
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………

……………（都市整備局多摩
建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…二
○ 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
○ 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概
要……………（同）…三

告 示

● 東京都告示第千四百六十八号
東京都公文書館条例施行規則（令和元年東京都規則第七
十三号）第一条第七号の規定により、東京都公文書館を次
のように休館する。
令和二年十二月四日
東京都知事 小 池 百合子

一 期日 令和三年一月十八日及び同月十九日
二 理由 資料の特別整理のため

● 東京都告示第千四百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
より一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
令和二年十二月四日
東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
中央区晴海三丁目四番から六番まで 令和二年十一月
九日

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎三階中央

● 東京都告示第千四百七十七号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
より一定の一団地の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧
に供する。
令和二年十二月四日
東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
大田区西蒲田八丁目二十番二及び同 令和二年十一月
番四から同番六まで 十九日

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

● 東京都告示第千四百七十一号

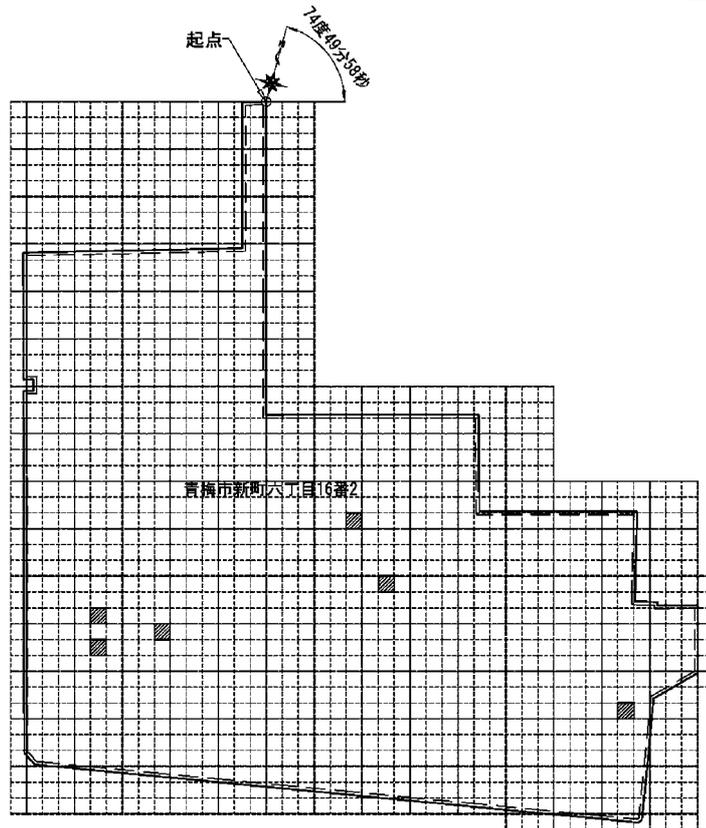
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和二年十二月四日
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（青梅市新町六
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

-  形状変更時要届出区域
-  単位区画
-  筆境界
-  敷地境界

【起点】

起点は、青梅市新町六丁目16番2の最北端とする。

格子の回転角度(74度49分58秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百七十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和二年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

名称の変更

変更前	変更後	所在地	変更年月日
医療法人社団 緑野会東京品川病院	医療法人社団 東京巨樹の会 東京品川病院	品川区東大井 六丁目三番二 十二号	平成三十一年四月一日

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年十二月四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
国民民主党東京都衆議院比例区第1総支部	菅野 志桜里	三葛 敦志	武蔵野市吉祥寺南町3-7-1	R2. 10. 26	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第2区総支部	松尾 明弘	前原 智之助	文京区本郷4-2-12	R2. 10. 2	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第3区総支部	松原 仁	関根 勉	品川区東大井5-17-4	R2. 10. 2	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第10区総支部	鈴木 庸介	高木 敏行	豊島区池袋2-57-6	R2. 10. 9	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第14区総支部	木村 剛司	高山 和之	墨田区東向島3-39-10	R2. 10. 22	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第16区総支部	水野 素子	山口 積恵	江戸川区西葛西5-6-23	R2. 10. 1	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第21区総支部	大河原 雅子	塩田 三恵子	立川市錦町1-10-25	R2. 10. 2	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第25区総支部	島田 幸成	青鹿 和男	羽村市五ノ神1-8-6	R2. 10. 1	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都荒川区第二十八支部	土橋 圭子	磯野 直人	荒川区東日暮里5-23-8	R2. 10. 20	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
桜友会	菅野 志桜里	三葛 敦志	武蔵野市吉祥寺南町3-7-1	R2. 10. 26	衆議院議員	菅野 志桜里、衆議院議員

備考 従来、桜友会は愛知県選挙管理委員会に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
風間ゆたか後援会	風間 穰	谷口 正俊	世田谷区下馬3-24-19	R2. 10. 20
参政党 東京支部	的場 博子	的場 博子	目黒区碑文谷3-2-14	R2. 10. 5
市民といっしょにカエル小金井の会	水由 薫	水由 章	小金井市前原町5-9-6	R2. 10. 20
信頼の小金井	川口 亜子	田中 留美子	小金井市本町3-8-9	R2. 10. 5

選挙に私も連れてって党	村元 寅次	村元 寅次	大田区蒲田5-19-6	R2. 10. 29
SORA「政策制度を実現する会」	鈴木 隆一	伊藤 直樹	青梅市新町9-2153-7	R2. 10. 1
地域振興研究会	米良 紘一郎	米良 紘一郎	中野区江原町1-35	R2. 10. 2
どばしけいこ後援会	土橋 圭子	杉本 祐子	荒川区町屋6-2-13	R2. 10. 12
日本経済党	岡部 拓之	岡部 拓之	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎389-1	R2. 10. 14
みらいのこがねいをつくる会	村山 秀貴	村山 秀貴	小金井市本町6-13-17	R2. 10. 13

●東京都選挙管理委員会告示第百六十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
 あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次と
 おり公表する。

令和二年十二月四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党多摩総支部	伊地智 恭子	代表者の氏名	伊地智 恭子	佐久間 む津美	R2. 7. 10

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
明るい革新区政をつくる会	吉田 喜一	代表者の氏名	吉田 喜一	豊田 佳二	R2. 10. 11
安心と文化を育む会	新田 國夫	会計責任者の氏名	池田 由雄	桂 耕史	R2. 10. 20
内野かずのり後援会	内野 和典	会計責任者の氏名	内野 佳朋	柳下 孝次	R2. 10. 10
くぼいひろみ後援会	久保井 博美	主たる事務所の所在地	八王子市東浅川町321-1	八王子市長房町588	R2. 4. 9
憲法を市政に生かすみんなの会	窪田 之喜	政治団体の名称	憲法を市政に生かすみんなの会	憲法の生きる市政を・日野の会	R2. 10. 10
		会計責任者の氏名	根木山 幸夫	正木 健	R2. 10. 10
小島和男後援会	野口 淳	会計責任者の氏名	渡辺 富子	小泉 英世	R2. 10. 11
齋藤れいな後援会	藤田 礼伊奈	代表者の氏名	藤田 礼伊奈	齋藤 礼伊奈	R2. 5. 31
		会計責任者の氏名	藤田 礼伊奈	齋藤 礼伊奈	R2. 5. 31
世田谷区医師政治連盟	窪田 美幸	主たる事務所の所在地	世田谷区松原6-37-10	世田谷区三軒茶屋2-53-16	R2. 10. 12
竹平ちはる後援会	竹平 智春	会計責任者の氏名	北川 浩	木又 義弘	R2. 10. 20
東京都医師政治連盟世田谷支部	窪田 美幸	主たる事務所の所在地	世田谷区松原6-37-10	世田谷区三軒茶屋2-53-16	R2. 10. 12
時光じゅん子後援会	時光 順子	会計責任者の氏名	赤池 勝夫	塚田 幼乙	R2. 10. 2
中江みわ後援会	中江 美和	政治団体の名称	中江みわ後援会	なかえみわ後援会	R2. 10. 1
		主たる事務所の所在地	小平市学園東町2-13-12	小平市学園東町3-7-29	R2. 10. 1
		会計責任者の氏名	石島 三枝子	石島 泰典	R2. 10. 1
永見かずお後援会	永見 理夫	会計責任者の氏名	池田 由雄	桂 耕史	R2. 10. 20
古田しのぶ後援会	古田 しのぶ	主たる事務所の所在地	北区東十条2-14-1	北区東十条3-3-1	R2. 10. 1
水野もとこ後援会	水野 素子	会計責任者の氏名	秦 智紀	唐崎 健嗣	R2. 10. 1

むらやま正利後援会	村山 正利	主たる事務所の所在地	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎西松原12-6	西多摩郡瑞穂町駒形富士山408-3	R2. 10. 6
		代表者の氏名	村山 正利	白井 義光	R2. 10. 6

●東京都選挙管理委員会告示第百六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年十二月四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
NHKから国民を守る党東京都北区支部	光木 慎太郎	R2. 10. 1
国民民主党東京都総支部連合会	川合 孝典	R2. 9. 11
国民民主党東京都第9総支部	高松 智之	R2. 9. 11
国民民主党東京都第10区総支部	樽井 良和	R2. 9. 11
国民民主党東京都第16区総支部	水野 素子	R2. 9. 11
国民民主党東京都第24区総支部	伊藤 忠之	R2. 9. 11
立憲民主党東京都第2区総支部	松尾 明弘	R2. 9. 14
立憲民主党東京都第11区総支部	阿久津 幸彦	R2. 9. 14

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
風間ゆたか後援会	風間 穰	R2. 10. 20
西村けいと東京後援会	吉成 昌之	R2. 9. 15
矢田よしひで後援会	矢田 美英	R2. 10. 16

●東京都選挙管理委員会告示第百六十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年十二月四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
風間 穰	区議会議員	風間ゆたか後援会	世田谷区下馬3-24-19	R2. 10. 20
菅野 志桜里	衆議院議員	桜友会	武蔵野市吉祥寺南町3-7-1	H20. 1. 8

●東京都選挙管理委員会告示第百六十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十二月四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
久保井 博美	くぼいひろみ後援会	主たる事務所 の所在地	八王子市東浅川町32 1-1	八王子市長房町588	R2. 4. 9
高久 則男	たかく則男後援会	公職の種類	区議会議員、都議会議員	区議会議員	R2. 7. 16
竹平 智春	竹平ちはる後援会	公職の種類	区議会議員、都議会議員	区議会議員	R2. 7. 30
古田 しのぶ	古田しのぶ後援会	主たる事務所 の所在地	北区東十条2-14-1	北区東十条3-3-1	R2. 10. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた
旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に
より、次のとおり公表する。

令和二年十二月四日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
風間 穰	風間ゆたか後援会	R2. 10. 20

告示(交)

●交通局告示第十二号

東京都地下高速電車記念普通乗車券を次のように発売する。

令和二年十二月四日

東京都交通局長 内藤 淳

一 記念乗車券の名称

都営浅草線・京成線 相互直通運転六十周年記念乗車券

二

記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念普通乗車券 千円（大人用二百二十円券二枚及び二百八十円券二枚）

三 記念乗車券の様式



表



四 記念乗車券の発売期間

令和二年十二月五日から令和三年六月三十日まで。ただし

だし、売り切れ次第、発売を終了する。

五 記念乗車券の発売数

三千セット

六 記念乗車券の効力

発売日から令和三年六月三十日までのいずれか一日に限り、記念乗車券の券面に表示された区間に限り片道一回乗車することができる。

七 記念乗車券の発売場所

浅草線五反田駅、新橋駅及び浅草橋駅、三田線日比谷駅、水道橋駅、巢鴨駅及び高島平駅、新宿線市ヶ谷駅、馬喰横山駅及び本八幡駅並びに大江戸線上野御徒町駅、門前仲町駅、大門駅、青山一丁目駅、都庁前駅及び練馬駅

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十二月四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名
あきる野市原小宮字代田三百 福生市東町一番十
四十二番一及び同番五の各一 有限会社i管理
部 代表取締役 並木 聡

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十二月四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵野市関前三丁目五百二十七番二の一部(第二工区)

立川市錦町二丁目四番三号株式会社ライズウエル
代表取締役 渡邊 裕

東村山市久米川町一丁目五十四番二十

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

調布市小島町三丁目五番二十三

小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一
武蔵開発株式会社
代表取締役 深松 優

清瀬市中里三丁目九百八十八番一の一部、同番十三、同番十四の一部及び同番十五

埼玉県朝霞市東弁財三丁目十六番五号
マックホーム株式会社
代表取締役 吉野 満

清瀬市中里三丁目千八百六十六番六地先及び千八百六十六番一

埼玉県本庄市西富田七百六十二番地一
ケイアイスター不動産株式会社
代表取締役 塙 圭二

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 東急つくし野第一ビル

二 店舗所在地 町田市つくし野一丁目三十番一号

三 設置者名 株式会社東急ストア

四 意見

ア 聴取者 町田市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和二年十一月十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和二年十二月四日から令和三年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) 日立自動車教習所跡地計画

イ 店舗所在地 小平市上水本町四丁目千四百八十番一ほか

ウ 設置者名 大和情報サービス株式会社

(二)ア 店舗名 (仮称) 五反野店建替計画

イ 店舗所在地 足立区中央本町二丁目五十一番一ほか

ウ 設置者名 山種不動産株式会社

(三)ア 店舗名 西友久米川店

イ 店舗所在地 東村山市栄町二丁目三番地十ほか

ウ 設置者名 株式会社野澤綜合本社

(四)ア 店舗名 都立第一別館

イ 店舗所在地 目黒区中根一丁目四番三号

ウ 設置者名 東急株式会社

(五)ア 店舗名 アトレ大森

イ 店舗所在地 大田区大森北一丁目六番十六号

ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

二 東京都の意見の概要

ア 概要 (一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和二年十一月九日

三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間 令和二年十二月四日から令和三年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五
縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分
まで。ただし、正午から午後一時ま
でを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

